

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人泰洋会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 静岡県静岡市駿河区谷田 3 6 - 1 8
- (3) 設立認可年月日 平成 2 6 年 1 0 月 2 2 日
- (4) 設立登記年月日 平成 2 6 年 1 0 月 2 2 日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所
診療所	2014211233 さかくらクリニック	静岡県静岡市駿河区南町 1 4 番 2 5 - 2 0 1 - D 号
柔道整復師法に 規定する施術所	のじり接骨院	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島 2 6 1 番地の 1

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 2 5 日 令和 6 年度決算の決定

様式 2

法人名 医療法人 社団泰洋会
所在地 静岡県静岡市駿河区谷田 3 6 - 1 8

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 8年 3月31日現在)

1. 資 産 額	199,538 千円
2. 負 債 額	11,965 千円
3. 純 資 産 額	187,573 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	124,180
B 固 定 資 産	75,358
C 資 産 合 計 (A + B)	199,538
D 負 債 合 計	11,965
E 純 資 産 (C - D)	187,573

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 社団泰洋会
所在地 静岡県静岡市駿河区谷田 3 6 - 1 8

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 8年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	124,180	I 流 動 負 債	11,965
II 固 定 資 産	75,358	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	29,881	負 債 合 計	11,965
2 無 形 固 定 資 産	502	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	44,974	科 目	金 額
		I 基 金	23,764
		II 積 立 金	163,808
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	187,573
資 産 合 計	199,538	負債・純資産合計	199,538

様式 4－2

法人名 医療法人 社団泰洋会
所在地 静岡県静岡市駿河区谷田 3 6－1 8

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事業損益		
1 事業収益		177,430
2 事業費用		168,347
	事業利益	9,082
II 事業外収益		194
III 事業外費用		0
	経常利益	9,277
IV 特別利益		0
V 特別損失		0
	税引前当期純利益	9,277
	法人税等	1,604
	当期純利益	7,673

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団泰洋会

理事長 阪倉 洋 殿

私は、医療法人社団泰洋会の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 2 5 日

医療法人社団泰洋会

監事 諸田 幸生

